

西和賀町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
西和賀町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・	6

1 計画の趣旨・現状

(1)計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務量の適正な管理と健康確保措置の推進を通じて、学校における「働きやすさ」と「働きがい」を両立することで、西和賀町教育振興計画に掲げる「未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育」の実現を図るものです。

学校現場では、子どもたちの多様なニーズや社会の変化に対応するため、教育職員が心身ともに健康で、専門性を十分に発揮できる職場環境が不可欠です。そのためには、教職員の業務量を適正に管理し、そして健康確保措置を推進することで、教育職員が子どもたちの質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を継続的に行うことで、教育の質の維持・向上を図る必要があります。

本計画は、西和賀町教育委員会が所管する町立学校に勤務する教育職員を対象とし、業務量の適切な管理及び健康確保措置を推進するために策定するものです。

(2)西和賀町の現状

西和賀町では、令和6年2月に「西和賀町教職員働き方改革プラン」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んでいます。

現状として、令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区 分	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 27時間	11.1 %	3.7%
中学校	月 32時間	21.7 %	0.0 %

部活動指導員の配置事業を展開しているものの、時間外在校時間が月45時間を超える割合が中学校で21.7%と高い状況にあります。

また、小学校において月80時間を超える職員が1名います。実情としては、各校とも、学校運営の中心的役割である副校長職に業務負担が生じている結果となっています。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2 目標

本計画では、給特法第7条第1条第1項に基づく国の指針で示された目標水準を念頭に置きつつ、月45時間を上回る教育職員の割合を減少させることを目的とします。また、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標も設定し、健康面の取り組みを推進します。

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

・1か月時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする。

・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(1年間で360時間以内)

※学校閉庁日の実施、定時退勤日の設定、部活動休養日の完全実施等を推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・岩手県予防医学協会の「ストレスチェック等」調査結果を「3」以上とする。

※「働きがい」、「仕事のコントロール度」、「仕事の適正度」、「同僚・上司の支援」等を目標として、改善の取組を推進します。

※ 時間外勤務の減少だけでなく、働き方の「質」の改善に向けた目標を設定します。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

西和賀町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

【業務量管理に関する取組】

(1) 時間外在校等時間減少に向けた取組

○勤務時間の客観的把握と上限を守る取組

校務支援システム等により、教育職員の日々の勤務時間を把握し、時間外在校等時間(月45時間、年360時間)を守るよう管理を徹底します。上限を超えた教育職員が確認された場合は、校長面談及び医師による面接指導を実施し、業務の見直し等を検討・相談します。

○長時間労働是正に向けた取組

「学校閉庁日」、「定時退勤日」、「部活動休養日」の設定、及び会議時間の短縮・見直しに取り組みます。

(2)学校・教育職員が担う業務の適正化

長時間労働を解消するため、国の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを行います。部活動については、部活動指導員の配置、地域スポーツクラブを設立するなど、地域人材の積極的な活用を進めます。また、校務支援システムの活用、保護者連絡体制のデジタル化などに取り組み負担軽減を図ります。

○多様な専門・地域人材との連携による業務分担

県事業を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を行い、相談体制の充実を図ります。また、町の支援として心の教室相談員、特別支援教育支援員の複数配置など、教育職員の支援体制の充実を図ります。

○部活動指導における教員の負担軽減と指導体制の強化

部活動の地域移行に向けて、地域スポーツクラブを設立することとしています。現在は、部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図っていますが、地域スポーツクラブへの移行を推進し、教員の負担軽減と指導体制の充実を図ります。

○ICT活用による負担軽減

校務支援システムの機能等を活用することによって調査等の回答、会議のオンライン化、保護者連絡のデジタル化などを推進し、会議運営や保護者連絡の効率化を図り、負担軽減を図ります。

【健康確保・働きがいに関する取組】

心理的負担を軽減し、教職員一人ひとりのライフ・ワーク・バランスを実現するため、全ての教育職員が心身とも健康で、やりがいを持って働ける職場環境の推進を図ります。

○確実な休息時間の確保

「11時間以上の勤務時間インターバル」の確保を全校で徹底します。1日の業務を終え、次の始業までの十分な休息時間を確保することで、教職員の心身の健康保持を図ります。また業務間においては、児童生徒の給食・休み時間の見守りを町支援員の協力を得ながら休息時間の確保を推進します。

○多様で柔軟な働き方の推進

育児や介護など、多様で柔軟な働き方を支援します。そのため、育児・介護休業等の各種制度の周知を図るとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備に努めます。

○ハラスメントのない、風通しの良い職場風土づくり

ハラスメントの根絶に向けた研修・啓発を継続して実施します。管理職のリーダーシップのもと、安心して意見が言え、お互いに支えあえる風通しの良い職場づくりを推進します。

○教育活動への理解と協力の促進

学校だより、保護者説明会など、さまざまな機会を通じて、教員の勤務実態や働き方改革の重要性について、保護者や地域への理解・協力を図ります。教員の負担軽減が、子どもたちへの教育の質の向上につながることを共有し、地域全体で学校を支える気運を高めます。

○不調の早期発見と予防の徹底

全校でストレスチェックを実施し、個人のセルフケアにつなげるとともに、管理職は、その分析結果を職場環境の改善に活用します。

メンタルヘルス不調の未然防止に重点を置き、不調の兆候を早期に早期し、安心して相談できる体制を構築します。

不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶ

ため、研修会等の充実を図ります。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実行性を確保し、継続的な改善を図るため、町教育委員会と各学校がそれぞれの役割と責任のもとで、PDCA サイクルを実行し、連携して取り組みを推進します。

○取組状況の把握と公表

町教育委員会は、各学校の進捗状況を定期的に把握します。その状況は、「総合教育会議」において、学校ごとの結果を町長及び関係部局と共有し、町全体で連携して取り組みを推進する体制を構築します。

○取組状況の共有

各学校で実践されている好事例については、校長会や安全衛生推進会議で共有を図ります。

○進捗管理と指導・支援

町教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善させることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

○保護者・地域との連携・協働

保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域に対して、西和賀町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組みます。